

一般社団法人そーしゃる・おふいす
死後事務委任契約 新サービス説明会

(株)メモリード・ライフの死亡保険に ついてのご案内

(株)メモリード福岡事業部 三宅喬

〒810-0023 福岡市中央区警固3丁目1-7
092-737-2233

2021年1月14日

メモリード・ライフの事業概要

- 引受保険会社名 株式会社メモリード・ライフ
- 設立 2006年8月1日
- 本社所在地 東京都千代田区神田猿楽町2-8-16

(業績) 2019年度[2020年3月31日現在]

保有契約件数 84,461件

収入保険料 2,850百万円

ソーシャル・おふいす様の死後事務委任契約新プラン「終活セットプラン」による メモリード・ライフの「死亡保険」活用の利点

- 死後事務委任を処理するために必要な費用を死亡保険金で充てることが可能。
- 保険料の支払は、死後事務委任者となる個人（保険契約者）が負担することから、事業所での負担は不要。

保険商品について 無配当1年定期保険（保険金建）

- 特徴
 - ・ 万一の保障を確保できる掛捨て型の死亡保険。
 - ・ 死亡保険金額（保障額）は更新後も変わりません。
- 更新
 - ・ 保険期間は1年。1年毎に更新が可能（自動更新）。
 - ・ 最長で満99歳まで更新が可能。
- 保険料について
 - ・ 保険料は更新毎に遡増します。

保険料の例（死亡保険金額70万円 年払の場合） ※災害死亡保険金額70万円の例

（男性）

| | |
|------|---------|
| 満70歳 | 27,587円 |
| 満75歳 | 41,160円 |
| 満80歳 | 65,072円 |

（女性）

| | |
|------|---------|
| 満70歳 | 11,515円 |
| 満75歳 | 18,543円 |
| 満80歳 | 31,710円 |

上記の保険料は、災害死亡給付特約保険料（350円）を含めた金額です。

上記の保険料は、災害死亡給付特約保険料（231円）を含めた金額です。

基本的なスキーム <保険募集代理店締結時>

保険契約者 兼 被保険者様

● 死後事務委任契約
委任者

死亡保険金受取人

● そーしゃる・おふいす様

死後事務
委任契約

保険募集[販売活動]
(商品説明・申込の受付)

保険料
支払

死亡保険金
支払

死亡保険金
請求

株式会社
メモリード
(保険募集代理店)

保険契約媒介

募集代理店
委託契約

株式会社
メモリード・ライフ

少額短期保険業者
(引受保険会社)

保険契約申込に係る注意点

今回の死後事務委任契約プランの保険申込の条件は以下になります。

①申込年齢

- ・保険申込可能年齢を**満85歳**までとなります。

②申込保障額

- ・死亡保険金額は一律**70万円**となります。

また、申込時にご注意いただく点は以下の通りです。

①告知義務

- ・申込書の告知書欄に過去の病歴、現在の健康状態、職業を記入いただきます。
- ・医師の診査は不要です。被保険者様の健康状態を「被保険者ご本人」にありのまま告知していただきます。

②申込のお引受けについて

- ・上記①の告知内容などによってお引受の可否を判断させていただきます。特に下記に該当される病歴についてはお引受けができませんので、予めご了承ください。

→ **5年以内の癌による病歴**

→ **要介護4・5**

保険契約締結に係る注意点

こちらの保険契約は、下記の条件の場合免責となり、死亡保険金をお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。

①免責事由に該当する場合

- ・ 責任開始期からその日を含めて **3年以内における被保険者の自殺** による死亡。
- ・ 保険契約者または死亡保険金受取人が、被保険者を故意に死亡させた場合。
- ・ 重大な過失による場合。等

②責任開始期前の不慮の事故に関して

- ・ 不慮の事故等が責任開始期前に生じている場合で、それが原因で責任開始期後に死亡した場合。

③詐欺に関する行為に該当する場合(保険契約に関して以下のような行為があった場合)

- ・ 保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺により、保険契約を締結した。
- ・ 保険契約者が死亡保険金を不法に取得する目的をもって保険契約を締結した。等

※詳しくは「ご契約内容（契約概要）」「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」を必ずご一読ください。

保険契約締結に係る注意点(2)

こちらの保険契約は、下記の条件の場合免責となり、死亡保険金をお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。

④ 重大事由による解除

- ・ 死亡保険金などを詐取する目的で保険事故を起こした場合。
- ・ 保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人が反社会的勢力に該当すると認められる場合。等

⑤ 告知義務違反

- ・ 保険契約時の告知書の内容に事実と相違する**虚偽の記載**がされていた場合。
(解除事由)

⑥ 失効

- ・ 保険料の払込みがなく、保険契約が失効した場合

⑦ 保険契約日から180日以内の死亡

- ・ 保険契約日から、**被保険者が180日以内に不慮の事故を直接の原因とせず死亡したとき**。(この場合、既払込保険料相当額を死亡保険金としてお支払い致します。)ただし、不慮の事故を直接の原因として死亡された場合は、死亡保険金をお支払い致します。

保険契約の申込 ~ 保険契約の締結

当手順は、あくまで、参考事例です。

